

第18回「シーフードショー大阪」出展支援事業要領

1 目的

本市の水産物やこれらの水産物を活用して製造される加工食品を対象に、関西圏での販路開拓・拡大及び新たな商品開発等の促進を図るため、西日本最大級の見本市への出展支援を実施する。

2 名称

第18回「シーフードショー大阪」

3 主催

一般社団法人 大日本水産会

4 会期

令和3年2月24日(水)～25日(木)〔2日間〕

〔 会期：令和3年2月24日(水) 10:00～17:00…商談会1日目
令和3年2月25日(木) 10:00～16:00…商談会2日目 〕

5 会場

A T Cホール（アジア太平洋トレードセンター内） 大阪市住之江区南港北2-1-10

6 出展者数

1社 ※1社を超える際は協議を行う

7 出展対象

次のいずれかに該当するもの。

- (1) 本市に住所を有し、水産業を営んでいる漁業者、漁業法人、漁業者が組織する団体
- (2) 本市で水揚げされる水産物を主原料とする加工食品を製造する市内の食品製造事業者

8 募集期間及びスケジュール

募集締切：令和2年9月11日(金)

出展者決定：令和2年9月下旬を予定

9 出展料及び小間の仕様

(1) 小間の仕様

1小間 (W2.0m×D2.0m)

(2) 基礎パッケージの仕様

システム壁（左右どちらか側面、背面）、社名板、テーブル1台（W1.2m×D0.6m）、パイプ椅子1脚

(3) 出展料等

(1) 及び(2)、電気工事費、共有キッチン使用料、共有冷蔵庫・冷凍庫は、市で準備を行う。

※共有キッチンでは「切る」・「洗う」の作業は可能であるが、「焼く」などの簡易調理は各ブースで行う。

(4) 小間の装飾等

上記に記載のない什器類の借上げや小間の装飾に係る費用は出展者の負担とする。

10 展示・実演に関する注意点

出展関係者は開催期間中、必ずその出展スペース内に常駐し、来場者との対応、展示物の管理・安全管理にあたること。

11 申込方法

出展申込書（別紙1）及びFCPシート（別紙2）を令和2年9月11日（金）までに事務局（指宿市役所内）宛てにメール又は持参による提出とする。

12 出展者決定基準

事務局で下記の基準に基づき決定する。

- (1) 市税等に滞納がないもの。但し、コロナウイルス感染症の影響で納税の猶予制度等を活用されている場合はこの限りでない。
- (2) 当該商談会の新規出展者を優先
- (3) 大都市部での販路開拓・拡大の目標や方針が明確であること
- (4) 令和2年度指宿市水産資源を活用した特産品開発事業補助金の採択者
- (5) 複数の事業者が申請した場合、上記(1)～(4)の内容を含め協議する

13 その他

コロナウイルスの影響で開催が中止になる場合がありますので、ご了承ください。

14 事務局

指宿市役所 商工水産課 特産品振興係

担当：迫、秋山、益山

住所：指宿市十町2424番地

電話：0993-22-2111（内線314）

E-mail：shoko@city.ibusuki.jp